

令和5年度

第31回東松島市農業委員会総会議事録

令和5年12月20日

東松島市農業委員会

令和5年度第31回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和5年12月20日（水） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号 非農地証明願について

日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第9 議案第5号 東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

閉 会

出席委員（15名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	—	2番	鈴木 仁 逸	3番	佐藤 祥
4番	熊谷 奨	5番	阿部 喜 生	6番	秋本 まゆみ
7番	小山 静子	8番	大山 道保	9番	浅野 喜代志
10番	安部 俊郎	11番	本田 幸男	12番	小岩 敏幸
13番	大崎 康	14番	川村 勝雄	15番	安倍 民夫
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（1名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門馬 宏之				

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
 事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

- 事務局長 : ただいまより、第31回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 佐藤栄宏会長 : - 会長挨拶 -
- 会長の動向報告 -
- 事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしく願いいたします。

【 議 事 】

- 議長（佐藤栄宏会長） : それでは、議事に入ります。
本日は、1番門馬宏之委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより第31回東松島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。
- 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、2番鈴木仁逸委員、3番佐藤祥委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 各委員 : （「異議なし」との声あり）
- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 各委員 : （「異議なし」との声あり）
- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。
- 事務局長 : 議案の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。
その1、大塩字中沢8-1、748㎡ 外 計4筆で1,756㎡、解約届出日は令和5年11月7日、貸人の生前贈与のため賃貸借契約の解約でございます。
その2、大塩字松木沢中15、1,778㎡ 外 計16筆で15,492㎡、解約届出日は令和5年11月14日、第三者と利用権設定のため使用貸借契約の解約でございます。
その3、大塩字新裏谷地17-1、1,013㎡、解約届出日は令和5年11月14日、第三者へ賃貸借契約のため使用貸借契約の解約でございます。
その4、大塩字松木沢中12、3,275㎡、解約届出日は令和5年11月14日、第三者と利用権設定のため賃貸借契約の解約でございます。
その5、小松字向田226、997㎡ 外 計3筆で2,991㎡、解約届出日は令和5年11月27日、第三者と利用権設定のため賃貸借契約の解約でございます。
その6、高松字新寺前56-1、260㎡、解約届出日は令和5年11月30日、第三者に贈与のた

め使用貸借契約の解約でございます。

その7、大塩字新裏谷地4―1、2、030㎡ 外 計4筆で13,316㎡、解約届出日は令和5年12月4日、第三者との利用権設定のため使用貸借契約の解約でございます。

その8、矢本字赤松384―4、990㎡ 外 計5筆で11,227㎡、解約届出日は令和5年1月30日、受け手死亡のため賃貸借の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第4、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐： 議案の3ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出がありましたので、ご報告いたします。

その1、矢本字関の内51―2、490㎡、転用の目的は駐車場敷地、現在の利用状況は休耕中、売買のための所有権移転で、令和5年11月30日届出受理となります。平成9年の8月に一度農地転用の届出がございました。当時、駐車場及び管理棟建設敷地として転用の届出がございましたが、目的が達成されていないため、今回所有者が変わるということで、再度申請の出し直しということになりました。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第5、議案第1号 非農地証明願について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います

○局長補佐： 議案の4ページをご覧ください。

その1、大曲字寺沼123―2、34㎡、農地を転用した理由及び現在の状況について、願出地は、昭和8年頃に住宅を建築した当初から、公道から屋敷地へ出入りするための専用通路として利用してきた土地であり、今後も農地として復元することがないことから、非農地証明願を提出するものです。位置図は5ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員12番 小岩敏幸委員の聞き取り調査報告をお願いいたします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。転用された日は、昭和8年頃で、現在の利用状況は、公道から屋敷地へ出入りする通路敷地です。転用した理由は、昭和8年頃に住宅を建築した当初から公道から

屋敷地へ出入りするための通路敷地として利用してきた土地であり今後も農地としての利用はないとのことです。総合意見としては適当です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います

○事務局長： 議案の6ページをご覧ください。

その1、大塩字新裏谷地17-1、1,013㎡、10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員6番 秋本まゆみ委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手の理由は離農、受け手の理由は、相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻です。通作距離については約0.7km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、大曲字七下158、4、157㎡、10年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員12番 小岩敏幸委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。権利の種類は、賃借権設定。出し手、受け手の理由はともに相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲、施設野菜の複合経営となります。通作距離は約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田・畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。
次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、小野字新宮前67-1、843㎡ 外 計2筆で1,001㎡、5年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番 安部俊郎委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月18日。権利の種類は、賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手の理由は、規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲、露地野菜の複合経営となります。通作距離は約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田・畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可することに決定します。

次に、日程第7、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1については、付番1から28まで同一案件であり、譲渡人計32名の各人については、説明を省略いたします。赤井の柳の目の商業施設用地として、赤井字一本杉2―11 外 計94筆 90,803㎡、転用目的は商業施設（店舗）用地。現在の利用状況は休耕中。30年間の賃借権設定です。位置図は15ページになります。石巻西高校の道路を挟んで東側となっております。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は、私ですので事務局から聴き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。転用目的は、商業施設開発のため。転用目的の実現の確実性は適当、周辺農地の営農条件への支障はない。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○鈴木仁逸委員： 雨水排水はどうなっていますか。どのあたりに流すのですか。

○局長補佐： 敷地中央に地下式の防災調整池の設置。地上部は駐車場となります。水量が一定以上となった場合は、ポンプアップし水路に流す計画となっております。

○事務局長： 敷地内に大きさの異なる3つの調整池が地下に設置され、1箇所からというよりは各々の状況を見ながら排水をされるということになると思います。

○議長（佐藤栄宏会長）： 補足ですが、譲受人の方から伺ったところ、防災調整池から西側の道路沿いの側溝を線路に向かって（南に向かって）排水路を新設するという事です。

○鈴木仁逸委員： 新しく設置ということですね。それは良いですね。

○議長（佐藤栄宏会長）： 他にご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 採決いたします。本計画その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

それでは、次に、その2を事務局から説明願います。

○局長補佐： その2、赤井字川前三305-1、780のうち17.2㎡、外計5,398㎡のうち875.2㎡。転用目的は工事用道路敷地、迂回路。現在の利用状況は一毛田。一時転用期間が4か月予定の賃借権設定です。一時転用期間が終了した後は、農地に復旧したうえで、来年は耕作するということです。位置図は16ページになります。農地区分は第1種農地ですが、工事のためにやむを得ない一時的な転用であることから、宮城県からは許可要件に該当するというで回答をいただいております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局から聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。転用目的は、市道拡幅、改良工事のために令和6年3月末までの一時転用。転用目的の実現の確実性は適当、周辺農地の営農条件への支障はない。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第8、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

始めに利用権の賃借権設定について、その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字南四232-1、95㎡、外計2筆 1,012㎡。借賃は、物納で60kg、期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 熊谷奨委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月17日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約4km。農業経営の内容は、露地野菜です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、小松字向田226、997㎡、外 計3筆で2,991㎡。借賃は、金納で36,000円。期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員2番 鈴木仁逸委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○鈴木仁逸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、相手方要望。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。

次に、その3からその7は関連がありますので一括で事務局から説明願います。

○事務局長： その3、赤井字南三291-1、1,014㎡。借賃は、金納で10,000円。期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

その4、赤井字南三374、1,004㎡、外 計5筆 4,247㎡。借賃は、金納で42,000円。期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

その5、赤井字南三368、1,021㎡、外 計7筆 6,669㎡。借賃は、金納で66,000円。期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

その6、赤井字南三393-1、965㎡、外 計4筆 3,861㎡。借賃は、物納で180kg。期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

その7、赤井字南三318、1,021㎡、外 計2筆 2,042㎡。借賃は、金納で20,000円。期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○本田幸男委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜、施設花きの複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3からその7を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3からその7を承認することに決定します。

次に、その8ですが、私に関する案件ですので、東松島市農業委員会会議規則第23条の規定により退席させていただきます。議事進行については、同規則第5条第2項の規定に基づき安倍会長職務代理に議長となっておられたいき進めていただきます。

安倍会長職務代理よろしくお願いたします。

○議長（佐藤栄宏会長）： （退席）

○議長（安倍民夫会長職務代理）： 暫時の間、議長を務めさせていただきます。
それでは、その8を事務局より説明願います。

○事務局長： その8、赤井字北浦477、10、032㎡。借賃は、金納で160,000円。期間については、令和6年1月1日から令和14年12月31日までの9年間となります。
以上となります。

○議長（安倍民夫会長職務代理）： 担当委員5番 阿部喜生委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○阿部喜生委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月18日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足、規模縮小。受け手理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約0.5km。農業経営の内容は、水稻、転作作物です。

以上となります。

○議長（安倍民夫会長職務代理）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安倍民夫会長職務代理）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その8を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安倍民夫会長職務代理）： 異議なしと認め、本計画その8を承認することに決定します。

○議長（安倍民夫会長職務代理）： 佐藤栄宏会長、入場願います。

○佐藤栄宏会長： （入場）

○議長（安倍民夫会長職務代理）： 佐藤栄宏会長に申し上げます。本計画その8を承認することに決定いたしましたのでご報告します。

○議長（佐藤栄宏会長）： ありがとうございます。

次に、その9とその10は関連がありますので一括して事務局から説明願います。

○事務局長： その9、大塩字松木沢中15、1、778㎡、外 計16筆 15、492㎡。借賃は、金納で148,000円。期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

その10、大塩字松木沢中12、3、275㎡。借賃は、物納で180kg。期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員6番 秋本まゆみ委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、離農。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約3km。農業経営の内容は、水稻です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その9からその10を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その9からその10を承認することに決定します。次に、その11を事務局から説明願います。

○事務局長： その11、大塩字新裏谷地4—1、2、030㎡、外 計4筆 13、316㎡。借賃は、金納で208,000円。期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員6番 秋本まゆみ委員の聴き取り調査の報告を事務局からお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1.2km。農業経営の内容は、水稻です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その11を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その11を承認することに決定します。
次に、その12及びその13は関連がありますので一括で事務局から説明願います。

○事務局長：その12、小野字新関下48、142㎡。借賃は、物納で8kg。期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

その13、小野字新関下49、201㎡。借賃は、物納で12kg。期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員10番 安部俊郎委員の聴き取り調査の報告を事務局から願います。

○安部俊郎委員：報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月18日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。農業経営の内容は、水稻です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その12及びその13を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その12及びその13を承認することに決定します。
次に、その14を事務局から説明願います。

○事務局長：その14、浅井字板宮6―1、1、632㎡、外 計2筆 2,040㎡。借賃は、物納で60kg。期間については、令和6年1月1日から令和12年1月31日までの6年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員9番 浅野喜代志委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○浅野喜代志委員：報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、高齢による体調不良のため。受け手理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を

効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1.2km。農業経営の内容は、水稲、露地野菜、転作作物の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その14を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その14を承認することに決定します。
次に、その15からその38は再設定となりますので、一括で事務局から説明願います。

○事務局長： その15、矢本字新沼226-2、1,476㎡、外 計2筆で1,579㎡。借賃は、物納で95kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その16、矢本字南浦361-4、1,157㎡、外 計2筆で3,837㎡。借賃は、物納で230kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その17、矢本字関の内318-4、538㎡、外 計5筆で4,469㎡。借賃は、物納で268kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その18、矢本字関の内318-18、7.59㎡、外 計2筆で108.59㎡。借賃は、物納で6kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その19、大曲字七下157、9,061㎡。借賃は、金納で99,000円。令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その20、小松字柳田107-1、684㎡、外 計3筆で2,709㎡。借賃は、物納で160kg。期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間です。

その21、矢本字笠松300-3、2,600㎡。借賃は、物納で150kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その22、小松字里前287-2、875㎡。借賃は、物納で60kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その23、小松字養閑228-3、946㎡。借賃は、物納で60kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その24、小松字庚申94-1、4,459㎡。借賃は、物納で270kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その25、小松字上砂利田202、1,359㎡、外 計6筆で6,147㎡。借賃は、金納で66,000円。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その26、小松字里前10-1、754㎡、外 計7筆で7,758㎡。借賃は、金納で77,580円。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その27、大曲字堰北177、3,074㎡。借賃は、金納で36,000円。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その28、大曲字堰北186、2、005㎡、外 計2筆で5、010㎡。借賃は、物納で450kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その29、大曲字堰北193—1、878㎡。借賃は、物納で60kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その30、大曲字堰北194—1、888㎡。借賃は、金納で11、000円。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その31、大曲字堰北195—1、749㎡。借賃は、金納で11、000円。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その32、大曲字堰南104—1、680㎡。借賃は、物納で30kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その33、大曲字堰南26—1、932㎡、外 計4筆で4、101㎡。借賃は、物納で270kg。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その34、赤井字中二号105—2、4、923㎡、外 計2筆で5、384㎡。借賃は、金納で107、680円。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その35、大塩字三郷1—1、984㎡、外 計7筆で6、461㎡。借賃は、金納で77、532円。期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その36、浅井字池塚126、3、491㎡、外 計3筆で11、462㎡。借賃は、物納で344kg。期間は、令和6年1月1日から令和16年2月28日までの10年間です。

その37、浅井字下宿233、3、643㎡、外 計5筆で13、206㎡。借賃は、物納で346kg。期間は、令和6年1月1日から令和16年2月28日までの10年間です。

その38、浅井字下宿208—1、5、523㎡、外 計8筆で16、542㎡。借賃は、物納で372kg。期間は、令和6年1月1日から令和16年2月28日までの10年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その15からその38を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その15からその38を承認することに決定します。次に、所有権移転について、その1を事務局から説明願います。

○事務局長： こちらにつきましても公告日は令和5年12月25日となっております。その1、小松字向田16—1、971㎡、外 計4筆で3、762㎡、対価は1、687、000円です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員2番 鈴木仁逸委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○鈴木仁逸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長：その2、小松字前田186—1、4、073㎡、対価は1,200,000円です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員2番 鈴木仁逸委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○鈴木仁逸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。

次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、小松字前田181-4、2、000㎡、対価は600,000円です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員2番 鈴木仁逸委員より聴き取り調査の報告をお願いします。

○鈴木仁逸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲、露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を承認することに決定します。
次に、その4を事務局から説明願います。

○事務局長： その4、大塩字五台下88、2、672㎡、外 計4筆で6,295㎡、対価は2,600,000円です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員13番 大崎康委員より聴き取り調査の報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月15日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、相手方要望。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲、施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その4を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その4を承認することに決定します。
次に、その5を事務局から説明願います。

○事務局長： その5、大塩字小分木67、751㎡、外 計6筆で4,702㎡、対価は284,000円です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員6番 秋本まゆみ委員より聴き取り調査の報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月19日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約0.8km。支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲、露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その5を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その5を承認することに決定します。
次に、その6を事務局から説明願います。

○事務局長： その6、高松字新寺前56-1、260㎡、贈与になります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員15番 安倍民夫委員より聴き取り調査の報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月18日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約0.1km。農業経営の内容は、水稲です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その6を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その6を承認することに決定します。
次に、その7を事務局から説明願います。

○事務局長： その7、西福田字堂ノ舞21-1、257㎡、対価は50,000円です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員15番 安倍民夫委員より聴き取り調査の報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年12月18日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約0.5km。支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その7を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その7を承認することに決定します。
次に、農地中間管理事業の一括方式にかかる賃借権による権利の移転を上程します。
それでは、その1を事務局から説明願います。

○事務局長： これまでは、農地中間管理機構と耕作者、農地中間管理機構と所有者のいずれの権利も一度解約をしてあらためて手続きをする必要がありましたが、10月以降手続きの手法が改正されまして、所有者と農地中間管理機構とは解約をせず、耕作者のみを変更することができるようになっております。

それに基づく初めての審議案件となります。

その1、赤井字新南85、1、636㎡、外計2筆で4,431㎡、借賃は金納で44,200円です。期間は県公告の翌日から令和14年9月30日までの9年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、赤井字中新丁59、2、690㎡、外計5筆で8,689㎡、借賃は物納で532kg。期間は県公告の翌日から令和14年7月31日までの9年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。

次に、日程第9、議案第5号 東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、を上程いたします。

事務局より資料を説明願います。

○事務局長： 資料については、30、31ページをご覧ください。

申し合わせ決議の取組実施に至った経緯といたしましては、資料のとおり、過去に収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことから、農業委員会組織の綱紀粛正の徹底を図る取組を行うよう通知が発出されました。この通知を受け、各農業委員会では、年1回以上、法令遵守の注意喚起の取り組みを実施することとされており、その経過については、総会議事録として公開するよう指示されていることから、議案として上程したものであります。

（東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について朗読説明）

以上、審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの決議（案）の説明について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第5号 東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第5号 東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、を原案のとおり承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもって、第31回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時52分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和5年12月20日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 2番 鈴木 仁逸

署名委員 3番 佐藤 祥